

(平成23年6月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 3 件

(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 6 件

大分国民年金 事案 793

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月まで
私の国民年金は、母が適切に加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれていた。
送られて来た納付書で全て納付したはずなので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の国民年金は、母が適切に加入手続を行ってくれた。」旨主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日である昭和 61 年 9 月 20 日を国民年金の資格取得日として、同年 10 月頃に払い出されていることが推認できることから、申立人の主張のとおり、母親が申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていたことがうかがえる。

また、申立人に係る国民年金被保険者名簿から、申立期間直前の昭和 61 年 9 月から 62 年 9 月までの国民年金保険料については納付済みであることが確認できる上、申立人の母親は、「息子が県の採用試験に合格し、昭和 63 年 4 月からは共済年金に加入することとなったが、それまでの期間は国民年金加入期間として保険料を納付する必要があったため、申立期間についても納付したと思う。」と具体的に供述している。

さらに、オンライン記録によると、昭和 63 年 6 月 10 日に申立期間に係る過年度納付書が発行されたことが確認でき、上記申立人の母親の年金制度への理解の深さ及び納付意識の高さを踏まえると、6 か月と短期間である申立期間の国民年金保険料についても納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 794

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月から 51 年 6 月まで
② 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 53 年頃に国民年金の加入手続きを行い、その際に 41 年 4 月からの未納保険料を全て遡って一括で 27 万円から 28 万円を納付した。

また、国民年金に加入して以降は付加保険料を含めて未納が無いように納付してきたので、申立期間が共に未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金への加入時期は、申立人前後の被保険者記録、及び申立人の付加保険料の納付状況から昭和 53 年 9 月頃（夫婦連番）と確認でき、国民年金に加入して以降、申立期間②を除き、60 歳到達時までの国民年金加入期間について国民年金保険料（付加保険料を含む）を完納しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間②は 3 か月と短期間である上、当該期間前後は付加保険料を含め、国民年金保険料を納付済みであるとともに、保険料と一緒に納付したとする申立人の夫は、当該期間の保険料を付加保険料を含め納付済みであることから、申立人についても当該期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間①について、申立人は、「私は昭和 53 年頃に国民年金の加入手続きを行い、その際に 41 年 4 月からの未納保険料を全て遡って 27 万円から 28 万円を納付した。」と主張しているところ、申立人及び夫に係る被保険者名簿及び特殊台帳から、国民年金に加入後の昭和 53 年 10 月に申立人及び夫の過年度納付（昭和 51 年 7 月から 53 年 3 月までの期間）と夫の特例納付（昭和 41 年 4 月から 45 年 5 月までの期間）が行われ、一括で 27 万 8,000 円を納付

していることが確認でき、これは申立人が加入後に一括納付したと主張する保険料額と一致する。

また、申立人の夫に係る上記過年度納付及び特例納付は、国民年金に加入した昭和 53 年時点で、60 歳到達時において年金受給資格（288 月）を満たすために必要な月数を納付したものと考えられるが、申立人については、上記加入時点においては過年度納付を実施すれば、特例納付によらなくても 60 歳到達時において、年金受給資格（300 月）を満たすことができる状況であったことがうかがえる。

さらに、申立人が、申立期間①に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が特例納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 795

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から57年3月までの付加保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和51年9月から56年3月まで
②昭和56年4月から57年3月まで

私の国民年金は、20歳の時に両親が加入手続をして保険料も地区の納税組合で納付してくれていた。

また、付加年金についても国民年金の加入以降、保険料を納めてくれていた。申立期間①の国民年金定額保険料及び付加保険料、申立期間②の付加保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から昭和56年4月頃に払い出されていることが推認できるところ、A町（現在は、B市）の国民年金被保険者台帳の付加年金加入欄に「56・4・1」との記載が確認できることから、申立人は当該手帳記号番号払出と同時に付加保険料に加入していたものと推認される上、申立期間当時、同町では、「当時、地区の納税組合では、定額保険料と付加保険料の徴収を一緒に行っていたと思う。」と回答していることから判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、付加保険料を含めて同年4月から納付し始めていたものとするのが自然である。

一方、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、20歳を資格取得日として昭和56年4月頃に払い出されていることが推認できるところ、申立期間①は、この時点で資格取得日が20歳に遡及したことによる未納期間であり、申立期間当時は、国民年金の未加入期間であることから、納付書は発行されず、国民年金保険料（付加保険料を含む）を地区の納税組合で納付する

ことはできなかったものと考えられる。

また、申立人の戸籍の附票によると、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったとする昭和 51 年＊月頃については、申立人は A 町に住民票が無いことが確認できることから、当該時期において同町で国民年金に加入することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 796

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月から同年5月まで

私の国民年金は、婚姻前の昭和50年頃に自分で加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。

昭和52年2月の婚姻を契機に国民年金に任意加入し、任意加入の喪失の届出をするまで国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「独身の時に国民年金に加入し、国民年金保険料も納付していた。婚姻後も自分の意思で国民年金に任意加入したが、妊娠が判明したため、医療費等が必要になり、任意加入をやめる手続きをした。しかしながら、それまでの期間は、国民年金保険料を納付した。」と具体的に主張しているところ、昭和52年2月2日に国民年金に任意加入していることが確認でき、申立期間の保険料を納付することは可能である。

また、申立人は、「あまり定かではないが、4,000円前後の保険料を納付したと思う。」と主張しているところ、A市によると、「申立期間当時の国民年金保険料は3か月ごとの納付書方式であったが、申立人が任意加入した直後の昭和52年2月及び同年3月の保険料については、2か月分の手書きの納付書が発行された可能性がある。」と回答していることなどから、申立人が任意加入手続後、昭和52年2月及び同年3月の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、納付記録欄の昭

和 52 年 4 月及び同年 5 月を○で囲み、「本人の申出で加入取消しにつき今後督促は出さないこと」の記載が確認できることから、本人の申し出により任意加入の喪失手続がなされた際に、申立期間のうち、52 年 4 月及び同年 5 月の保険料を納付しないことを確認したため当該名簿に上記のとおり記載されたと考えるのが自然である。

また、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 797

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年3月まで

昭和47年頃、市役所の職員と思われる人が町内を回り、国民年金の加入案内を行っていた。

私の国民年金は、自宅で父が説明を聞き、「昭和45年4月から47年3月までの2年間の保険料を遡って納付できると言われたので、加入手続きを行い、2年分の保険料を現金で一括納付した。」と父から聞いているので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、申立人の父親は10年年金に加入し、母親についても国民年金制度発足当初から加入し、60歳到達時まで保険料を全て納付しており、申立人家族の年金制度への理解の深さ及び国民年金保険料に対する納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿及び当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和45年4月1日を資格取得日として47年5月頃に払い出されていることが推認でき、当該払出時点では申立期間は過年度納付可能な期間である。

さらに、申立人は、「年金手帳の資格取得日を加入時から2年間遡って昭和45年4月1日に訂正してくれたことを父親から聞いている。」と具体的に主張しているところ、申立人が所持する国民年金手帳の資格取得欄には、同取得日が「昭和47年5月26日」から「昭和45年4月1日」へ訂正処理が行われていることが確認できる上、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録の資格取得日についても昭和45年4月1日となっていることから、申立期間に係

る過年度納付書が発行され、保険料を納付したとする申立人の主張に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立期間当時、申立人の父親に資力があつたものと推認でき、申立人の父親の年金制度への理解の深さ及び納付意識の高さを踏まえると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を過年度納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月21日から同年8月25日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年7月21日に、資格喪失日に係る記録を同年8月25日に訂正することが必要であり、当該期間の標準報酬月額については、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月頃から同年9月頃まで

私は、申立期間においてA社に勤務していたが、当該期間における厚生年金保険の被保険者記録が無い。私が保管している当時の給与明細書から保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和45年7月21日から同年8月25日までの期間について

申立人のA社における勤務期間については、i) 申立人の申立期間直前に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和45年7月21日であること、ii) 死亡した申立人の妻（以下「申立者」という。）が保管する昭和45年8月分の控除明細書について、同社における経理担当者は、「当時の給与の締め日は20日、給与支給日は翌月5日だった。昭和45年8月分の控除明細書から推認できる給与額は、7月21日から8月20日までの期間について、給与計算した額である。」と供述していること、iii) 申立者が

保管する同社が発行したガソリン代の請求書について、当該経理担当者は、「A社が所有するガソリンスタンドで従業員が自家用車に給油したガソリン代については、通常給与から控除していた。当該請求書によると、ガソリン代の請求日が昭和 45 年 8 月 24 日となっているが、これはガソリン代の計算期間の締日である 20 日を経過後の同年 8 月 20 日から 24 日までの間に申立人が退職したために、ガソリン代の請求書が別途申立人に対して発行されたものと考えられる。」と供述していることなどから判断すると、申立人が 45 年 7 月 21 日から同年 8 月 24 日までの期間において同社に勤務したことが認められる。

また、申立者が保管する A 社により発行された給与明細書によると、当該期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから判断すると、申立人は、申立期間のうち、同年 7 月 21 日から同年 8 月 25 日までの期間において、厚生年金保険の被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

申立人の標準報酬月額については、申立者から提出された前述の給与明細書により確認できる報酬月額から、2 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は不明と回答しているものの、申立期間の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に欠番は見当たらず、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても、社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 45 年 7 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、昭和 45 年 8 月 25 日から同年 9 月頃までの期間について

上記 1 における前述の経理担当者の証言、及び前述の被保険者名簿から厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人のことは記憶しているが短期間の勤務であったため、いつまで勤務していたかは記憶していない。」と供述しており、申立人が当該期間において同社に勤務していたことについて確認できる供述を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 45 年 8 月 25 日から同年 9 月頃までの期間において、申立人が、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により

給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成8年6月1日から同年7月1日までの期間を26万円、同年7月1日から9年4月1日までの期間を30万円、同年4月1日から10年5月1日までの期間を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年6月1日から10年5月1日まで
② 平成10年5月1日から11年7月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間①における標準報酬月額が実際に支給されていた給与額に比べて著しく低額に記録されており、納得できない。当該期間について実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

また、申立期間②について、平成11年6月末までの期間において、A社に継続して勤務していたのに厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

オンライン記録から申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、平成8年6月1日から同年7月1日までの期間は26万円、同年7月1日から9年4月1日までの期間は30万円、同年4月1日から10年5月1日までの期間は34万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった10年5月1日より後の同年5月18日付けで、8年6月1日に遡及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

なお、商業登記簿謄本から、平成9年12月1日から11年6月28日までの期間において、申立人はA社の代表取締役であった旨の記載が確認できるが、申立人は、「自分は雇われ社長であり、社会保険事務に関する権限は無

く、社会保険事務にも関与していなかった。」と供述しているところ、複数の同僚は、「申立人は社会保険業務に関する権限が無く、社会保険事務にも関与していなかった。」と供述しており、当時、同社の事務を担当していたとされる者は、「会社が滞納していた保険料については、申立人ではなく、事業所の実質的な経営者が社会保険事務所と話をしていた。」と供述していることなどから判断すると、申立人は、実質的に同社の経営をなしていなかっただけでなく、社会保険事務についての権限も有しておらず、前述の減額訂正に係る届出にも関与していなかったと認められる。

以上の事実を総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成8年6月1日から同年7月1日までの期間を26万円、同年7月1日から9年4月1日までの期間を30万円、同年4月1日から10年5月1日までの期間を34万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②について

勤務内容に関する申立人の具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、申立人が当該期間においてA社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、オンライン記録によると、平成10年5月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間は適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる。

また、当時、A社の事務責任者とされる者は、「会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後は、従業員の健康保険は任意継続に切り替え、年金は国民年金に加入するよう説明した。」と供述しており、申立人及び当該期間において継続して勤務していたと供述する前述の事務責任者とされる者を含む二人の同僚について調査したところ、オンライン記録により当該期間においては3人とも健康保険の任意継続被保険者記録及び国民年金の被保険者記録が確認できる。

さらに、前述の事務責任者とされる者は、「A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後は、申立人を含む従業員に係る厚生年金保険料は給与から控除していない。」と供述しているところ、当該事務責任者とされる者が保管する同人の平成10年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の控除額から判断すると、申立期間②に係る厚生年金保険料は控除されていないことが推認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 970

第1 委員会の結論

両事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成9年1月1日から同年7月1日までの期間は32万円、同年7月1日から同年12月1日までの期間は47万円、同年12月1日から10年1月26日までの期間は59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月1日から10年1月26日まで

私がA社及びB社に二以上事業所勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、両事業所から実際に支給されていた報酬月額と比較して著しく低額に記録されている。

調査の上、両事業所から実際に支給されていた報酬月額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録、A社及びB社に係る二以上事業所勤務者台帳から、申立人は申立期間においてA社及びB社に二以上事業所勤務していることが確認できる。厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年1月1日から同年7月1日までの期間は32万円、同年7月1日から同年12月1日までの期間は47万円、及び同年12月1日から10年1月26日までの期間は厚生年金保険の最高等級である59万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年8月6日より後の同年9月4日付けで遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

なお、商業登記簿謄本によると、辞任の日付については不明であるものの、申立人は、A社においては平成9年5月27日に取締役就任し、B社においては同年9月1日に代表取締役就任した後、10年5月25日に辞任しているとの記載があるが、当該商業登記簿謄本によりA社及びB社の取締役であることが確認できる申立人の父親及び両事業所の同僚の証言などから判断する

と、A社及びB社の実質的な経営は申立人の父親がなしていたと認められる。

また、この点について申立人に関する資料から検討すると、二以上事業所勤務者台帳によれば、二以上事業所勤務に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成10年1月26日となっており、A社における雇用保険の被保険者記録の離職日が同年1月25日となっていることなどから判断すると、前述の減額訂正が行われた当時、申立人はA社には在籍しておらず、申立人の父親及び複数の同僚が、「申立人は両事業所における社会保険事務について権限も無く、関与もしていなかった。」と証言していることから判断すると、申立人は、両事業所の社会保険事務について権限を有しておらず又関与もしていなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成10年9月4日付けで行われた遡及訂正処理は事実には即したものとは考え難く、申立人について、遡及して標準報酬月額を減額訂正する処理を行う合理的な理由はなく、申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、9年1月1日から同年7月1日までの期間は32万円、同年7月1日から同年12月1日までの期間は47万円、同年12月1日から10年1月26日までの期間は59万円に訂正することが必要である。

大分国民年金 事案 798

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から6年3月まで

私の国民年金は、母が加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれていた。

母は、「申立期間の保険料は、未納にしていたが、数年後に一括で納付した記憶がある。」と言っているので、申立期間を納付済み期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、未納にしていたが、数年後に母が一括で納付した。」と主張しているところ、申立人のオンライン記録によると、平成8年11月及び同年12月の保険料を9年10月27日に、9年1月から同年3月までの保険料を同年11月28日に、それぞれ過年度納付していることが確認できることから、申立人の母親が遡って納付した時期を誤認している可能性も否定できない。

また、上記過年度納付時点において、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付時期及び納付金額等の記憶が曖昧である上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、申立期間の国民年金保険料を過年度納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 799

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 12 月まで

私は、昭和 62 年 3 月に会社を退職した後、国民年金には加入しないままアルバイトをしていた。

平成元年 1 月頃、体調を壊したため、国民健康保険の加入手続を役場で行ったが、その際、担当者から国民年金の加入を勧められ、申立期間の保険料を遡って納付した。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳払出簿及び国民年金被保険者名簿の記録から、厚生年金保険の資格喪失日である昭和 62 年 4 月 1 日を資格取得日として平成 3 年 1 月頃に払い出されていることが推認できるところ、オンライン記録によると、平成元年 1 月から 2 年 3 月の国民年金保険料を 3 年 2 月 10 日に過年度納付していることが確認できることから、申立人が国民年金への加入時期及び納付時期を誤認している可能性も否定できない。

また、上記過年度納付時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 800

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 9 月から 59 年 3 月までの期間及び同年 12 月から平成 2 年 1 月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 9 月から 59 年 3 月まで
② 昭和 59 年 12 月から平成 2 年 1 月まで

私の国民年金加入は、私が 20 歳の時に父が加入手続を行い、母が保険料を納付してくれていたと聞いているので、申立期間が国民年金に未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が 20 歳の時に父が加入手続を行い、母が保険料を納付してくれていたと聞いている。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録及び申立人が所持している年金手帳の記載内容から、平成 2 年 2 月に同年 2 月 20 日を資格取得日として国民年金に任意加入した際に払い出されていることが確認でき、申立期間①及び②はいずれも未加入期間として整理されていることから、納付書は発行されず、国民年金保険料を納付できなかった期間であると考えられる。

また、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金加入手続を行った申立人の父親は既に死亡しており、申立人に係る国民年金の加入状況等が不明である上、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは

できない。

大分厚生年金 事案 967

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月26日から同年8月14日まで

私は、A社（現在は、B社）に勤務し、申立期間においてC業務に従事していた。

申立期間においても、継続して勤務しており、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び複数の同僚の供述などから判断すると、申立人は申立期間において、A社に継続して勤務していた状況がうかがえる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和41年7月1日から同年8月14日までの期間において、同社の二人の役員を除く役員及び従業員174人全員が厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できるところ、B社から提出されたA社に係る「経営変更報告書」にも同年7月25日付けで人員整理が行われたことが確認できる上、申立人と同様にA社に係る厚生年金保険被保険者の資格を同年8月14日付けで再取得している者が18人いることが確認できる。

また、B社は、「申立人が申立期間においてA社に継続して雇用されていたか否か、厚生年金保険料を給与から控除されていたか否かについては、当時の資料が無いため不明である。しかし、当時のA社は、業績悪化と資金難のため他企業からの支援を受け入れ、経営再建を図る途上であり、他企業からの支援を受けるためには、自社における全ての資産や負債を明らかにした上で行わなければならない、給与計算を含む経理事務については特に慎重に行われることから、社会保険関係の事務手続及び保険料計算についても、適切に行われていたと思う。」と回答している。

さらに、事業所名称は確認できないものの、A社のものと推認される申立人の雇用保険の被保険者記録において、離職日は昭和 41 年 7 月 25 日、再取得日は同年 8 月 14 日と記録されていることが確認でき、当該記録は前述の被保険者名簿の記録と符合している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 971

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 1 日から 39 年 3 月 20 日まで

私がA社に勤務した期間について、退職後に脱退手当金を受給した旨記録されているが、私は脱退手当金の請求手続をした記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日前後2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給資格を有する女性6人（申立人を含む。）について厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立人を含む4人に脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも6か月以内に支給決定を受けていることが確認できる上、このうちの一人は、「私が退職する際に事業所から、厚生年金保険を脱退すれば手当金が支給されると説明があり、経理課に頼んで手続をした。」と供述していることを踏まえると、同社では申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る前述の被保険者原票には、脱退手当金の支給決定が行われたことを示す「脱」の表示が記されているとともに、当該脱退手当金の支給額と法定支給額は一致しているほか、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約1か月以内の昭和39年4月9日に支給決定されているなど、社会保険事務所（当時）における一連の事務処理に不自然さはいかぬ。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 972

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月 1 日から 7 年 6 月 21 日まで

私がA社に入社した際の初任給は 16 万 9,000 円であったので、厚生年金保険被保険者の資格取得時における標準報酬月額が 17 万円と記録されていることは正しいと思うが、私が同社において在職していた 7 年間の期間中は、毎年少しずつ給与額が上がり、昇給した給与額に見合う保険料が控除されていた。

私の記憶では、私がA社を退社した際の給与支給額は 19 万円であったので、申立期間について実際に支給されていた給与支給額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私がA社に入社した際の初任給は 16 万 9,000 円であったが、同社において勤務した 7 年間の期間中、毎年少しずつ給与額が上がり、昇給した給与額に見合う保険料が控除されていた。私の記憶では、退社した際の給与額は 19 万円であった。」として、申立てている。

しかしながら、申立人に係る雇用保険受給資格者証の離職時賃金日額の記録から、申立人のA社における離職日前 6 か月間の給与の平均額は月額 17 万 1,900 円（離職時賃金日額は 5,733 円）であったことが推認できるところ、当該給与月額が申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日（平成 7 年 6 月 21 日）における標準報酬月額（17 万円）に符合していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、遡って訂正が行われた形跡も無く、定時決定等の処理年月日に不自然さは見られない。

さらに、オンライン記録により、申立期間当時A社に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の女性の同僚は、申立人と同じく長期間にわたり

標準報酬月額が一定額であることが確認できることから判断すると、申立人の標準報酬月額のみ長期間において等級変更が行われていないという状況は認められない。

加えて、申立期間の標準報酬月額について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い上、A社は平成14年6月27日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、元事業主は、「賃金台帳等の資料は保管しておらず、申立人の厚生年金保険料の控除額については不明。」と回答していることから、当該期間における厚生年金保険料の控除額等を確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 973

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 1 日から 5 年 2 月 1 日まで

私がA社に勤務していた期間については、給与は終始変わらなかったが、申立期間における標準報酬月額が申立期間前の標準報酬月額よりも低く記録されている。

調査の上、申立期間の標準報酬月額を申立期間前の標準報酬月額と同額となるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、A社は、「申立人に係る申立期間当時の資料は保管しておらず、申立人の申立内容については不明である。」と回答していることから、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料額について確認できる関連資料を得ることができない。

また、商業登記簿謄本により当時A社の取締役であったことが確認できる社会保険事務を担当していたとされる者は、「当時において社会保険関係の事務手続については正しく届出をしていた。」と供述しており、当該登記簿謄本により当時において取締役であったことが確認できる同僚は、「自分の報酬額と標準報酬月額はおおむね一致している。」旨供述している。

さらに、商業登記簿謄本により、当時代表取締役に就任していたことが確認できる3人の同僚の標準報酬月額を調査したところ、申立期間において、申立人と同様に随時改定により標準報酬月額が2等級以上引き下げられており、申立人のみが標準報酬月額を引き下げられていた状況はうかがえない。

加えて、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、オンライン記録上、申立人の申立期

間について遡って標準報酬月額が減額訂正が行われたなど不自然な形跡も無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 974

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 1 月 1 日から同年 8 月 6 日まで

私がA社及びB社に二以上事業所勤務していた申立期間について、実際に支給されていた報酬月額に比べて標準報酬月額が著しく低額に記録されている。

調査の上、実際に支給されていた報酬月額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録、及びA社及びB社に係る二以上事業所勤務者台帳から、申立人に係る厚生年金保険の標準報酬月額は当初、平成10年1月1日から同年8月6日までの期間は最高等級である59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同日より後の同年9月4日付けで、当該二以上事業所勤務に係る標準報酬月額は遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本及び同僚証言から、申立人は申立期間当時、A社の代表取締役であり、B社では代表取締役ではなかったが取締役として、両事業所における実質的な代表者であったことがうかがえる。

また、申立人は、標準報酬月額の変更届による当該遡及訂正処理については記憶が無いとしているものの、A社に係る厚生年金保険料の滞納があったことを認めており、申立期間に係る上記の標準報酬月額の減額訂正処理を、社会保険事務所（当時）が、両事業所において実質的に代表権を行使する立場であった申立人の同意を得ずに、又は一切の関与も無しに、無断で行うとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている者として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を

主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 5 日から 39 年 8 月 15 日まで

A社に勤務していた当初は自分が厚生年金保険に加入しているという意識はなく、また脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の資格喪失日前後2年以内に資格を喪失し、同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失時において、厚生年金保険の被保険者期間を通算した期間が脱退手当金の支給要件（被保険者期間2年以上）を満たしている25人について脱退手当金の支給状況を確認したところ、14人（申立人を含む。）に脱退手当金の支給記録がある上、申立人と同じ昭和39年8月に同社に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、当該支給記録がある同僚は、「退職時に会社から脱退手当金の説明を受け、会社を通じて脱退手当金の請求手続を行った。」旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人はA社を退職後、昭和61年4月に国民年金の第3号被保険者として国民年金に加入するまでの約21年間、国民年金及び厚生年金保険への加入歴が確認できないことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいくつかある。

さらに、申立人に係る前述の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約6か月後の昭和40年3月10日に支給決定されているなど、社会保険事務所（当時）における一連の事務処理に不自然さはいくつかある。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。